



○重大特許権利侵害紛争行政裁決事件 初受理

中国知財局は、11月に、初めて、「重大特許権利侵害紛争行政裁決方法」に基づいて2件の行政裁決請求を受理した。現在、受理通知書の発行や、合議体の構成、技術調査官の指定は既に完了したという。該方法は、今年5月26日に中国知財局に公表、同6月1日より施行された。「重大特許権利侵害紛争」とは、中国特許法第70条第1項で言った全国において重大な影響をもたらす特許権利侵害紛争を言う。該方法によれば、①重大な公共利益に係る②業界発展に嚴重な影響を与える③省の行政区域に亘る重大事件である④その他重大な影響をもたらす事件である、中のいずれかに該当する場合、「重大特許権利侵害紛争」とされる。(発信元:中国知財局)

○新版中国商標審査審理指南

11月22日に中国知財局に公表された商標審査審理指南(商標出願審査及び審判のガイドライン)は2022年1月1日より施行される。一方、2009年4月に中国工商管理総局商標局及び商標評審委員会に公表された中国商標審査基準及び中国商標審理基準は廃止される。新版中国商標審査審理指南では、旧基準にない、形式審査や商品役務分類、事務手続きなど内容が明確かつ詳細に記載されており、しかも、この部分の内容は指南全部の4割を占めている。(発信元:中国知財局)

○第十八回上海国際知的財産権フォーラム

8月2日中国知財局、世界知的所有権機関(WIPO)、上海市政府の共催で10月19～22日に行われた。中国知財局長、上海市長、WIPO事務局長を始め、各国の官庁、研究機構、特許事務所及び企業からの代表が現地及びテレビにて参加し、50名以上の講演者は、「知的財産権運営によるグローバルデジタル経済時代への促進」というテーマにおいて議論をした。(発信元:上海市知財局等)

訴訟案件 電動刈込機特許紛争事件



中国企業Zが、その「生垣用植物電動刈込機」という中国特許ZL200610201500.0に係る権利を侵害されたとして、中国企業G及びEを提訴する、という事件である。

本特許は、2016年4月1日に出願し、2018年7月24日に権利付与されたものである。

2019年8月、Z社は、G社が、E社から購入した刃物ヘッドを組み込んで製造した刈込機(イ号製品)が本特許請求の範囲に入ったことを理由に、権利侵害の差止、侵害賠償を求める訴訟を、一審裁判所の江蘇省蘇州市中級人民法院(地裁)に提出。一方、G社は同9月に本特許において無効審判請求を中国知財局特許審判部に提出した(現在、審理中)。

2020年11月9日、一審裁判所は、①イ号製品が本特許請求の範囲に入った②E社販売の刃物ヘッドは生垣用植物刈込機専用なので、E社は権利侵害に協力する行為をしたと判断し、権利侵害の差止、侵害賠償をG社及びE社に命ずる判決((2019)蘇05知初818号)を下した。

G及びE社は直ちに二審裁判所の最高人民法院(最高裁)知的財産法廷に上訴した。二審裁判所は2021年7月19日付で一審判決を棄却する旨の終審判決を下した。

二審段階における主な争点は、イ号製品は本特許請求の範囲に入ったか否かにある。因みに、この争点の要は、イ号製品のガソリン発動機による駆動と本特許の電動機による駆動とは均等であるかにある。そこで、最高裁は、下記判断を示した。

①本特許の名称及び独立請求項のタイトルは何れも「生垣用植物電動刈込機」である。一般には、タイトルは発明の技術案を限定する機能を有する。

②本特許の明細書には、「本発明の目的は、作業強度が低く、作業効率が高く、作業困難度が低く、環境保護に寄与し汚染のない・・・生垣用植物電動刈込機を提供することにある」と記載されているので、「環境保護に寄与し汚染のない」は、本特許の従来技術と違う新規技術効果となる。

③前記から本特許は、電動機による駆動に限り、ガソリン発動機による駆動を排除するものである。よって、イ号製品のガソリン発動機による駆動と本特許の電動機による駆動とは均等ではない。

④よって、ガソリン発動機による駆動を用いるイ号製品は、電動駆動を用いる本特許の範囲に入っていない。(参考:中国最高裁(2021)最高法知民終192号民事判決書等)

豆知識 特許権利侵害協力行為の判定において



中国では、その製品が特許実施に専用の材料や設備、部品及び中間物等となることを知りながら、権利者から許可を得ずに生産経営の目的で、該製品を、権利侵害となるように他者に提供する行為は、特許権利侵害協力行為となる。(法準拠:中国最高裁の法釈[2016]1号司法解釈)